## 宅地建物取引業法

## 1.案内情報

手 続 名 : 指定講習機関及び実務講習機関の指定関係手続

手続根拠 :・指定講習:宅地建物取引業法施行規則第10条の6

及び第10条の7

・実務講習:宅地建物取引業法施行規則第13条の16第2項

手続対象者:指定講習機関の指定を受けようとする者

(実務講習機関の指定については、提出先にお問い合わせ下さい。)

提出時期 :指定講習機関の指定を受けようとするとき

提出方法 : 申請書を作成し、国土交通省総合政策局不動産業課へ提出して下

さい。

手 数 料 : なし

添付書類 :・定款又は寄付行為及び登記簿の謄本

・申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び 貸借対照表(申請の日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録)

- ・申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書 及び収支予算書
- ・役員の氏名及び略歴を記載した書類
- ・講習を受けることができる者の資格その他の講習の業務の実施 の方法に関する計画を記載した書類
- ・講習の業務以外の業務を行っているときは、その業務の種類及 び概要を記載した書類

申請書様式 : 任意 記載要領・記載例

:提出先となる国土交通省総合政策局不動産業課にお問い合わせ下

さい。

## 2.窓口情報

提 出 先 : 国土交通省総合政策局不動産業課 03-5253-8111(内線 25125)

受付時間 :提出先にお問い合わせ下さい。

相談窓口 : 国土交通省総合政策局不動産業課 03-5253-8111 (内線 25125)

## 3 . 手続情報

審査基準 :・指定講習:宅地建物取引業法施行規則第10条の7